

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、「大阪製鐵グループは、鉄スクラップを鉄鋼製品にリサイクルし、省資源・省エネルギーを通じて地球環境の保全に努めるとともに、社会の発展に貢献する電炉グループです。顧客ニーズを追求し、合理的でオープンな経営により、ゆるぎない競争力を持ち、信頼される企業グループを目指します。私達は、この目標の実現に向け、自らの成長と変革を通じ、挑戦を続けます。」という企業理念の下、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の永続的な増大と社会から信頼される企業を目指すべく、今後ともコーポレート・ガバナンス体制を整備・強化してまいります。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みは、企業統治の体制として、監査役会設置会社を採用し、12名以内の取締役及び取締役会、4名以内の監査役及び監査役会並びに会計監査人を置く旨を定款に定め、これに基づき、現在、取締役を6名(うち社外取締役1名)、監査役を4名(うち社外監査役2名)、会計監査人を1名選任しております。

当社の取締役会は、迅速かつ的確な経営判断を行うため、原則として月1回以上開催し、対応すべき経営課題や重要事項の決定について十分な議論、検討を尽くしたうえで意思決定を行うことを基本としております。なお、取締役の任期は1年とし、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制の確立と経営責任の明確化を図っております。

現在、当社の取締役会は、業務執行取締役5名と社外取締役1名によって構成されております。社外取締役は、長年にわたる技術者としての豊富な経験と学識に基づき、取締役会等の場において独立した立場から意見を述べ、議決権を行使することにより、当社における多様な視点による事業の持続的成長と中長期的な企業価値の増大並びに経営の監督機能の充実に寄与しております。

また、当社の監査役は、企業経営、法曹等の分野での豊富な経験と高い識見を有する社外監査役2名と当社グループに関する知見と企業経営者として豊富な経験を有する常勤監査役1名及び企業経営に関する豊富な知識と経験を有する監査役1名により構成され、各監査役は相互に連携を図りながら、計画的に日々の監査活動を進めるとともに、取締役会その他重要な会議等において、それぞれ独立した立場から積極的に意見を述べ、経営の健全性の維持・向上に努めております。

#### 【行動指針】

1. 自ら考え、行動しよう
2. 失敗を恐れず、挑戦しよう
3. 技術を極め、技術を磨こう
4. 役割を認識し、期待に応えよう
5. 対話と信頼を通じ、連携しよう

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-4】(株主総会における権利行使)

当社では現在、議決権の電子行使および招集通知の英訳を実施しておりません。今後、議決権の電子行使につきましては、機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら検討いたします。招集通知の英訳につきましては、外国人株式所有等の状況を踏まえたくうえで、導入に向けて引き続き検討を進めてまいります。

#### 【補充原則3-1-2】(情報開示の充実)

招集通知・事業報告等の株主総会関係書類、証券取引所の上場規程に基づく開示文書等の英訳の導入について引き続き検討を進めてまいります。

なお、決算短信につきましては、その一部を英文にて当社ウェブサイトにおいて公開いたしております。

#### 【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

当社の取締役会は、6名の取締役と4名の監査役で構成されており、そのうち社外取締役が1名、社外監査役が2名であります。取締役会に出席する役員10名のうち、3名の社外役員が、独立性および客観性を保ち、取締役会における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の役割を十分に果たしており、現時点における体制が業種、企業規模等において適切と考えております。今後、当社を取り巻く環境の変化に応じて社外取締役の選任を検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【補充原則1-2-2】(株主総会における権利行使)

招集通知の早期発送につきましては、法定期日より前倒しで書面での発送に努めております。

招集通知の発送前の電子公表につきましては、招集通知全文と連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を招集通知発送日前に当社ウェブサイトにて公表しております。

#### 【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、営業上の取引関係の維持・強化、提携関係の維持・発展、事業活動の円滑な推進等を通じた当社の中長期的な企業価値の向上を目的に、いわゆる政策保有株式(当社関係会社株式以外のすべての株式)を保有しております。

この政策保有株式につきましては、毎年、取締役会において、保有意義に加えて投資先企業の業績や財務体質等を定量的に評価し、保有の合理性を検証しております。

政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、投資先企業の株主総会議案の内容を精査し、当社及び投資先企業の企業価値の向上に寄与するか否かを総合的に判断し、適切に議決権を行使しております。

#### 【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社と取締役との取引(間接取引を含む。)につきましては、各取引内容を調査のうえ、利益相反取引に該当する場合には法令及び当社の規程である「取締役会規程」に基づき、取締役会での承認と報告を行い、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認することとしております。

当社と監査役その他の関連当事者との間の取引につきましても、各取引内容を調査したうえで、法令に従い、取引の重要性や性質に応じて適切に開示することとしております。

#### 【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1)経営理念及び経営計画につきましては、当社ウェブサイト等で開示しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針につきましては、上述1 - 1.の「基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役の報酬額は、基本報酬と業績報酬から構成され、その基本となる額をそれぞれ設定しておりますが、貢献度等を勘案し、一定の範囲内で変動するものとして、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で決定することを基本方針としております。

取締役の報酬額に関する基本方針については取締役会の決議により決定しております。

(4)取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定につきましては、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループ事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス(社外役員の数を含む。)を考慮することを方針としております。

取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定につきましては、取締役会にて決議しており、監査役候補の指名につきましては、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしております。

(5)当社は、「株主総会招集ご通知」の参考書類や「有価証券報告書」に個々人の略歴を記載し、また、役員人事に係るプレスリリースに個々の業務分担や役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載しております。

社外取締役及び社外監査役の選任理由及び独立性につきましては、本報告書のII 1「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役関係】及び【監査役関係】に記載しておりますので、ご参照ください。

#### 【補充原則4 - 1 - 1】(取締役会の役割・責務(1))

当社は、投融資を含む重要な財産の処分及び譲受け、資金計画の決定、重要な使用人の選任、重要な組織の設置・変更など法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について、「取締役会規程」において具体的に取締役会の決議事項と定め、これら以外の事項にかかる意思決定は、社長その他の業務執行取締役それぞれ委任しております。

なお、当社は、意思決定の迅速化による経営の効率性の向上と責任の明確化を目的に、執行役員制度を導入しております。

#### 【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性につきましては、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しております。なお、当社がその判断の基礎とした社外役員と当社との利害関係につきましては、本報告書のII - 1「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役関係】及び【監査役関係】に記載しておりますので、ご参照ください。

#### 【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。

定款に定める取締役の定数は3名以上、12名以内、監査役の定数は3名以上、4名以内ですが、現在、取締役6名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役2名)を選任しております。

#### 【補充原則4 - 11 - 2】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社は、取締役・監査役候補者の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況につきましては、「株主総会招集ご通知」及び本年4月27日に公表した役員人事に係るプレスリリース(当社ウェブサイトに掲載)においてこれを公表しております。

#### 【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社は2017年より、全取締役・監査役に対して、取締役会の運営等に関するアンケート評価や意見聴取を行い、当社取締役会の実効性評価を行っております。

取締役会の構成・運営・役割・機能の発揮等について確認した結果、社内外役員による多様な視点からの質疑・審議を経て決議されていること等、当社取締役会は適切に運営されており、総合的にみて、取締役会の実効性は概ね確保できていると評価しております。

今後の改善点として、社外役員(取締役・監査役)に対する重要な議案に関する情報提供の充実化、中長期的な企業価値向上にむけた経営課題の共有化をはかるなど、取締役会全体の実効性を一層高めてまいります。

#### 【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役のトレーニング)

当社は、社外取締役及び社外監査役に対し、就任の際に、当社の企業理念やグループ事業の内容等について説明を行うとともに、就任以降、各工場の視察等の機会を設けております。

また社内出身の業務執行取締役及び監査役に対しても、その就任に際して、会社法等の重要な法令に基づく責務や業務に関連する制度について改めて説明を行っております。

#### 【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主との建設的な対話を促進するための諸施策に取り組んでおります。株主・投資家との対話全般につきましては、総務部・財務部をはじめとする社内各部門が連携して、施策の充実に努めております。

具体的には、株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、四半期報告書、株主通信などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進を図っております。また、機関投資家に対しては、半期ごとに決算IR説明会を開催し、個人投資家に対しては個人投資家説明会を開催するなど、当社の経営戦略、事業内容、業績等を説明し、対話の充実に取り組んでおります。こうした取り組みを通じて株主・投資家から頂いたご意見等につきましては、定期的に取締役会等に報告・フィードバックしております。

なお、インサイダー情報(未公表の重要事実)につきましては、「内部者取引(インサイダー取引)管理規程」に従って適切に管理しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	25,629,030	60.62
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイ エスジー エフイー - エイシー	1,724,018	4.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,685,900	3.99
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	546,800	1.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	523,700	1.24
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアント アカウント エスクロウ	489,000	1.16
三井物産スチール株式会社	480,697	1.14
合同製鐵株式会社	447,200	1.06
ピービーエイチ ポストン フォー ノムラ ジャパン スモーカー キャピタライゼーション ファン ド 620065	387,100	0.92
ゴールドマンサックスインターナショナル	379,907	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	新日鐵住金株式会社 (上場:東京、名古屋、札幌、福岡) (コード) 5401
--------	--

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

・親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

新日鐵住金株式会社は、当社議決権の66.26%(間接所有を含む。)を所有する筆頭株主であります。当社は新日鐵住金株式会社の製鉄事業分野における電炉中核子会社として、同社との鉄鋼事業戦略の共有化を図り、その一翼を担いつつ、普通鋼電炉事業の発展に努めております。

当社は、親会社から電力の購入等を行っております。また、事業上の必要性から親会社より役員および出向者を受け入れております。なお、当社は親会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っていることから、独立性が確保されていると考えております。

・親会社等との取引を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

上記電力の購入等、親会社との取引については、通常取引条件によっておりますので、親会社等との取引が少数株主に不利益を与えることがないよう、適切に対応しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
牛尾 誠夫	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牛尾 誠夫			牛尾誠夫氏は、長年にわたる技術者としての豊富な経験と学識を有していることに加え、産業技術短期大学の学長経験者としての高い識見が、当社の人材育成並びにコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したことあわせ、東京証券取引所が定める独立性の基準にも抵触しておりません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の相互連携については、監査役が会計監査人から内部統制の実施状況やリスク評価及び重点項目等についての監査計画の概要説明を受け、定期的に適切な意見交換を実施するなど、緊密な連携を図っております。また、監査役と内部監査部門との相互連携については、監査役が職務を適切に遂行するため、総務部の内部統制グループと緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するように努め、内部統制システムの整備・継続的改善状況に関する具体的推進状況を聴取し、都度、意見表明を行っております。同様に、内部統制グループと会計監査人との相互連携についても、定期的に意見交換などを行っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
高見 秀一	弁護士														
奈良 廣和	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高見 秀一			高見秀一氏は、弁護士として専門的な見識に基づき、客観的な立場から監査を行うことができることとあわせ、東京証券取引所が定める独立性の基準にも抵触しておりません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。

奈良 廣和		奈良廣和氏は、他社での豊富な業務経験を有し、その経験と幅広い識見が当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断しております。また、同氏は、過去に当社と取引関係がある株式会社クボタの業務執行者を務めておりました。なお、当社と同社との取引額は僅少です。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。
-------	--	---

### 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明
--------------

平成18年7月に業績を反映した報酬体系の見直しを行い、従来の役員賞与は原則廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明
--------------

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange;">更新</span>
--

取締役の年間報酬額 7名 182百万円(うち社外取締役 1名 8百万円)  
 監査役の年間報酬額 3名 34百万円(うち社外監査役 2名 15百万円)

(注) 役員報酬を支給していない監査役は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

役員の報酬額は、基本報酬と業績報酬から構成され、その基本となる額をそれぞれ設定しておりますが、貢献度等を勘案し、一定の範囲内で変動するものとしております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役を補佐する専任の担当セクション等はありませんが、重要な投資や重要な経営課題等については総務部より、取締役会に際しての事前説明を行うよう努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、企業統治の体制として、監査役会設置会社を採用し、12名以内の取締役及び取締役会、4名以内の監査役及び監査役会並びに会計監査人を置く旨を定款に定め、これに基づき、現在、取締役を6名(うち社外取締役1名)、監査役を4名(うち社外監査役2名)、会計監査人を1名選任しております。当社の取締役会は、迅速かつ的確な経営判断を行うため、原則として月1回以上開催し、対応すべき経営課題や重要事項の

決定について十分な議論、検討を尽くしたうえで意思決定を行うことを基本としております。

なお、取締役の任期は1年とし、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制の確立と経営責任の明確化を図っております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

・内部監査

内部監査につきましては、総務部の内部統制グループ(専任2名)が中心となり、各機能別リスク管理担当部門と連携してリスク管理体制の整備・運用状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて担当部門への指示等を行い機能充実に努めております。

・監査役監査

監査役監査につきましては、不祥事の未然防止を目指した予防監査に注力し、法令遵守・リスク管理・内部統制等の状況につき、対話型監査を実施しております。前事業年度においては、監査役会を11回開催したほか、代表取締役並びに各部門長と適宜意見交換を行い、監査役意見を表明しております。

・会計監査

a.会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

会計監査につきましては、当期においては、有限責任 あずさ監査法人が会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を担当致しました。業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池田芳則(有限責任 あずさ監査法人)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岸田 卓(有限責任 あずさ監査法人)

b.会計監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には、公認会計士を主たる構成員とし、システム専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他14名であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現在、当社の取締役会は、業務執行取締役5名と社外取締役1名によって構成されております。社外取締役は、長年にわたる技術者としての豊富な経験と学識に基づき、取締役会等の場において独立した立場から意見を述べ、議決権を行使することにより、当社における多様な視点による事業の持続的成長と中長期的な企業価値の増大並びに経営の監督機能の充実に寄与しております。

また、当社の監査役は、企業経営、法曹等の分野での豊富な経験と高い識見を有する社外監査役2名と当社グループに関する知見と企業経営者として豊富な経験を有する常勤監査役1名及び企業経営に関する豊富な知識と経験を有する監査役1名により構成され、各監査役は相互に連携を図りながら、計画的に日々の監査活動を進めるとともに、取締役会その他重要な会議等において、それぞれ独立した立場から積極的に意見を述べ、経営の健全性の維持・向上に努めております。

当社は、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、法的に強い監査権を有する監査役が、公正不偏の態度及び独立の立場から、取締役の職務執行を監査し、経営の監督機能の充実に図る体制が、経営の効率性と公正性を確保し、当社の健全で持続的な成長に有効であると判断し、企業統治の体制として、監査役会設置会社を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月6日に招集通知を発送
集中日を回避した株主総会の設定	6月28日に定時株主総会を開催

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算、年度決算の公表後、定期的にあナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。また、要請があれば随時の実施にも対応させていただきます。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	総務部が中心となってコンプライアンス重視の観点から活動を推進してまいります。また、地域住民の方々との対話を重視して、地域とのコミュニケーション強化に努めます。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### ・内部統制・リスク管理体制の整備の状況

当社は業務の有効性・効率性や財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスの徹底を図るため以下のとおり、内部統制・リスク管理体制を整備し運用いたしております。

当社及び当社グループ経営に関わる重要事項につきましては、社内規程に従い取締役会において執行決定を行っております。また、取締役会に先立つ審議機関として、目的別に経常予算委員会、設備予算委員会等計7つの全社委員会を設置しております。

取締役会等での決議に基づく職務執行は、各業務執行取締役・各執行役員・各部門長が迅速に遂行しておりますが、あわせて内部牽制機能を確立するため、組織規程・職務権限規程・業務分掌規程においてそれぞれの権限・責任を明確化し適切な業務手続を定めております。

当社のリスク管理体制は、安全衛生、環境・防災、財務報告の信頼性等の機能別リスクについては当該リスク管理担当部門が、主管するリスクを把握・評価の上、関連する規程等の整備を行い各部門への周知を図ります。また、遵守状況等のモニタリングについては、当該リスク管理担当部門及び総務部が実施し、リスク管理状況の把握・評価に基づき、指導・助言を行いリスクマネジメント活動の継続的な改善に努めております。

さらに当社は、社内相談窓口としての「コーポレートリスク相談室」に加え、弁護士事務所による通報窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、当社業務に従事する他社社員（出向者・派遣社員等含む。）及びグループ会社社員等並びにそれらの家族からリスクに関する相談・通報を受け付けております。

#### ・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社及び当社のグループ会社は、当社の経営理念・行動指針に基づき事業戦略を共有し、企業集団として一体となった経営を行っております。当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図っております。グループ会社は、当社との情報共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図っております。当社は、グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各グループ会社に対し、内部統制システムの構築・整備に関して指導・助言を行っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針とし、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等と連携し、毅然とした態度で対応することとしております。

#### ・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断及び不当要求による被害防止のために総務部を総括部署としてグループ内の周知徹底を図るとともに、定期的に警察等関連機関及び地域企業と連携することにより、反社会的勢力の排除に取り組みます。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項